

犬の登録制度について

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法によって、「飼い犬登録」と「毎年1回の狂犬病予防注射の実施」が義務付けられています。

また、登録をした飼い犬の所在地を変更する場合は、その犬の所在地を管轄する市町村長へ届け出なければなりません。



◎飼い犬登録について（生涯1回）

飼い犬を市町村へ登録し、鑑札の交付を受ける必要があります。また、その鑑札を犬に付けておかなければなりません。

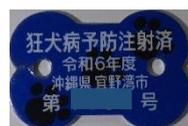
対 象	生後91日以上の未登録の犬
手数料	登録手数料 3,000円
窓 口	宜野湾市役所 別館2階 環境対策課

◎飼い犬の所在地の変更について（その都度）

飼い犬の所在地を変更したときは、その犬の所在地を管轄する市町村長へ届け出なければなりません。

他市町村から宜野湾市へ所在地を変更する場合	宜野湾市長（環境対策課）へ 届け出
宜野湾市内で所在地を変更する場合	
宜野湾市から他市町村へ所在地を変更する場合	他市町村長の畜犬担当課へ届け出

【注意】 そのほかの犬の登録事項の変更（飼い犬の死亡、譲渡、所有者変更）があった場合は、必ず環境対策課へ連絡をお願いします。



◎狂犬病予防注射について（毎年1回）

毎年1回、狂犬病予防注射を受け、その犬の管轄する市町村から注射済票の交付を受ける必要があります。また、その注射済票を犬に付けておかなければなりません。

対 象	生後91日以上の飼い犬
手数料	注射済票交付手数料 550円
窓 口	宜野湾市役所 別館2階 環境対策課
備 考	動物病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を窓口まで持参してください。（一部病院では《注射済票》の交付まで行っています。その場合、市窓口来庁は不要です）

【注意】 宜野湾市では、毎年5月と6月に各自治会公民館（大謝名団地自治会を除く）にて狂犬病予防集合注射を実施しております。集合注射日程につきましては、決まり次第、市報・市ホームページ等でお知らせ致します。

【問い合わせ先】 宜野湾市役所 環境対策課 TEL098-893-4411

（内線2614, 2615, 2611）

令和6年3月現在